

私たちは、有明海の真の再生実現のため、 裁判所の公正な審理・判断を求めます。

佐賀地方裁判所 御中

「よみがえれ！有明訴訟」を支援する会

有明海は、かつて、魚が湧き出ると称され、「宝の海」と呼ばれるほど豊かな海でした。固有の生物相を有する日本最大の干潟があり、大小様々な生命の営みで賑わっていました。そして、その豊かな自然を基盤に、有明海周辺地域の人々は漁業を行い、産業を発展させ、文化・伝統をつくってきました。

その地域の営みを、1997年、諫早湾干拓事業による潮受け堤防排水門締切りが破壊しました。タイラギをはじめ漁獲量は大きく落ち込み、海苔の記録的な不作が続き、経済的困窮から漁民の中には自殺にまで追い込まれる者も続出しました。深刻な漁業被害を訴え、排水門締切りと有明海異変の因果関係を訴える漁民の声に、しかし、国は救済どころか耳を傾けようとすらしませんでした。

苦しみ続けられる漁民にとって、長年にわたる裁判闘争の末ようやく出された福岡高等裁判所の判決「3年以内に潮受け堤防の排水門を5年間開放せよ。」は有明海再生へ向けた大きな希望でした。

しかし、判決確定から3年間、国は開門に向けた事前準備をサボタージュし続けて地元へ深い対立と混乱をもたらし、福岡高裁の定めた昨年12月21日の開門期限を守りませんでした。これは、今なお苦しみ続ける漁民を踏みにじり、さらには、三権分立という国の根幹を冒とくする行為です。

貴裁判所には、今、「開門判決履行を求める間接強制の申立て」、「強制執行停止申立て」、そして「請求異議の訴え」が係属しています。現在の混乱と対立を解消し、真の有明地域再生を実現するために、貴裁判所におかれましては、公正な審理をされますよう求めます。

2014年2月

氏名	住所

*この署名によって得られた個人情報佐賀地方裁判所に提出する以外の目的では使用しません。

<取扱い団体>

〒840-0825 佐賀市中央本町 1-10 ニュー寺元ビル 3 階 佐賀中央法律事務所 気付
「よみがえれ！有明訴訟」を支援する会 Tel0952-25-3121（事務局長 岩井）